

地域包括ケア推進計画（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の 策定に向けた地域課題の取組について

第8期事業計画期間中の地域課題に対する取組状況及び各個別地域ケア会議や地域連絡会等にて出された課題を踏まえ、第9期事業計画期間中に取り組みべき地域課題を以下のとおり取りまとめる。

<総論>

昭島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、「認知症関連」「移送関連」「活動の場の充実」「地域における見守りの仕組みづくり」「相談窓口の充実」「多職種連携の仕組みの構築」の6つを取り組みべき地域課題として掲げ、様々な取組を進めてきた。また、個別地域ケア会議や地域連絡会を開催する中で、これら地域課題の現状や新たな課題の把握に努めてきたところである。

次期計画となる地域包括ケア推進計画（昭島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定にあたり、第8期事業計画から継続して取り組みべき地域課題については、引き続き積極的に事業を展開していくとともに、新たな地域課題についても分析を行い、第9期事業計画において取り組みべき地域課題を設定する。

また、第9期事業計画期間中の令和7（2025）年度には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化率が27%を超えるなど高齢化が一層進展する中において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるよう、様々な地域課題の解決に努め、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していかなければならない。

加えて、コロナ禍により社会が変容する中で、高齢者の見守りやデジタルデバイド対策などについても課題を的確に捉え、各種取組を効果的に展開していく必要がある。

以上を踏まえた上で、第9期事業計画期間中において取り組みべき地域課題を次の5項目に分類する。

なお、いずれの地域課題も各地域での個別地域ケア会議や地域連絡会において課題把握と検討が行われていることから、全地域共通の課題として一体的に取組を推進していく。

1. 認知症関連施策の推進
2. 地域における見守り及び生活支援の仕組みづくり
3. 活動の場の充実
4. 相談窓口の利用促進
5. 多職種連携の仕組みの構築

<第9期事業計画期間中に取り組みべき地域課題>

1. 認知症関連施策の推進

認知症高齢者人口の増加が見込まれる中、施策の重要性を鑑み、これまで様々な取組を実施してきたことから継続して取り組むこととし、認知症の方が住み慣れた地域で在宅生活を続けていくために必要とする支援の充実に努める。

必要と思われる社会資源

- ・ 認知症について気軽に相談できる機関等
- ・ 認知症について幅広く市民に普及啓発する仕組み
- ・ 認知症サポーター養成講座受講者の活用
- ・ 認知症の方を地域で見守り支える体制
- ・ 認知症当事者とその家族を支援する仕組み

2. 地域における見守り及び生活支援の仕組みづくり

地域における高齢者の見守りの仕組みづくりに継続して取り組むとともに、外出機会の促進の観点からサロンやボランティアの活用など、住み慣れた地域での高齢者の生活支援の仕組みづくりに努める。

必要と思われる社会資源

- ・ 外出支援（買い物、通院サポート）
- ・ 間接的な移動支援（移動スーパー、サロンの充実）
- ・ 地域における見守り活動
- ・ ボランティア活動団体の立ち上げ

3. 活動の場の充実

高齢者の多様なニーズを捉えた活動の場の充実や、活動による介護予防の促進が必要であることから、充実に向けた支援に継続して取り組む。

必要と思われる社会資源

- ・ 多種多様なサロンの充実
- ・ ボランティアとして活動する場の充実
- ・ 日常生活支援総合事業の充実
- ・ 住民主体のボランティア組織

4. 相談窓口の利用促進

必要なサービスにつなぐため各地域に設置している相談窓口について、更なる周知啓発に努めるとともに、利用促進のための取組を進める。

必要と思われる社会資源

- ・ 医療機関や病気に関する相談窓口
- ・ 生活困窮に関する相談窓口
- ・ 相談窓口の普及啓発
- ・ 相談窓口マップなどの社会資源の見える化

5. 多職種連携の仕組みの構築

様々な状態にある高齢者を支えるため、医療、介護をはじめとした各分野による横断的な連携体制の構築、推進に努める。

必要と思われる社会資源

- ・ 医療と介護の連携
- ・ 生活支援コーディネーターの活用
- ・ 児童、障害、高齢等の枠を超えた体制作り、複合的な課題に対応できる体制整備
- ・ 地域の連携体制の構築